

令和6年第5回蔵王町農業委員会総会議事録

第5回蔵王町農業委員会総会は、令和6年5月27日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番 阿部 枝 織	2番 平 間 拓 也
3番 相 澤 国 弘	4番 勅使瓦 幸 一
5番 我 妻 壮 一	6番 村 上 利 雄
7番 杉 山 由美子	8番 平 間 栄
9番 山 家 一 彦	

計9名

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

2番 我 妻 敬一郎	3番 齋 藤 秀 俊	4番 村 上 智 彦
5番 大 和 憲 男	6番 伊 藤 政 美	7番 平 間 昭 男
9番 大 谷 啓 一	10番 川 村 富士男	11番 佐 藤 勝 浩
12番 佐 藤 雄 一	13番 伊 藤 杜 夫	計 11 名

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

1番 三 沢 敏 朗	8番 鈴 木 好 和
------------	------------

事務局職員は次のとおりである。

事務局長 山 家 信 行
書 記 齋 藤 真 澄 遠 藤 大 樹

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 報告事項2 使用貸借権の合意解約による通知について
日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（参与制限）
日程第6 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画書を決定することについて
日程第8 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、農業委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第5回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。（午後1時30分）

議	長	これより会議を開きます。
議	長	只今の出席農業委員は9名、推進委員は11名であります。1番三沢敏朗推進委員及び8番鈴木好和推進委員からは欠席の報告がありました。
		定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
議	長	これより、第5回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
		本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
議	長	日程第1議事録署名委員の指名を行います。
		蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって5番我妻壮一委員、6番村上利雄委員の2名を指名いたします。
議	長	日程第2報告事項1「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局に報告をさせます。
事務局	長	[事務局長朗読により報告]
議	長	報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
7番委員		解約の理由は。
事務局		[回答]
4番委員		確認ですけれど、大泉会は確か破産したと思います。畑に銀杏の木を植えたいということで、現況は畑と田になっていますが、分かる範囲で結構ですが何か植えていたのでしょうか。
事務局		[回答]
議	長	他にございませんか。
議	長	質問がございませんので、日程第2報告事項1を終わります。
議	長	日程第3報告事項2「使用貸借権の合意解約による通知について」を議題といたします。事務局に報告をさせます。
事務局	長	[事務局長朗読により報告]
議	長	報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
		「なし」の声あり。
議	長	質問がございませんので、日程第3報告事項2を終わります。
議	長	ここで、今回の総会において、町内における新規の権利取得に該当する申請人1名をお呼びしております。
		先に申請人より当該申請の概要について説明を求めてもよろしいでしょうか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。日程第7第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画書を決定することについて」

		申請番号 29 番の申請人に当該申請の概要について説明をお願いします。 議案書は 10 ページです。 [申請人入場] 蔵王町農業委員会では、町内農地の新規権利取得希望者や新規就農希望者からの申請があった場合、許可に際して申請内容を詳しく把握するため、申請人ご本人から直接、権利取得後の営農計画等について説明をお願いしております。 それでは、申請に至った経緯や権利取得後の営農計画などについて説明をお願いします。 [申請人説明]
議 長		説明が終わりましたので、申請人への質問を許します。質問ございませんか。
6 番 委 員		資料の 1 ページに記載しているジャムについて、売り上げ目標を 200 万円としていますが、何のジャムなのでしょう。
申 請 人		リンゴジャムを計画しています。リンゴ畑もやっていこうと思っていますが大規模にはできないと思っています。その他にアイスクリームを試作してみましたが、販売するまでには至っていません。
議 長		他に質問はありませんか。
5 番 委 員		参考までにイノシシがでると思いますが、これから運営していくうえで、どういう対策を考えているのでしょうか。
申 請 人		我々の地区では、年間 100 頭くらい捕獲しています。最近は少なくなっています。
議 長		他に質問はありませんか。
職 務 代 理 者		説明して頂きましたが、全部生産物は野菜ということですが、水田をやる予定はあるのでしょうか。個人でやっている人はいるが、会社としてはやらないということでしょうか。
申 請 人		水田はやる予定はありません。会社としてはやらないです。水田主体の所もありますので、我々は畑を主体に考えています。
職 務 代 理 者		生産物は全部会社でやるということでしょうか。個人ではしないということでしょうか。
申 請 人		個人ではやりません。
職 務 代 理 者		会社経営は少ないので、モデルケースになるよう是非、頑張ってくださいと思います。年間の労働時間が 2,000 時間となっていますが、1 ヶ月にすると 166 時間、週 2 日くらい休みで福利厚生の実を充てるということでしょうか。
申 請 人		色々と指導を受けています。
議 長		私からよろしいでしょうか。一つは会社として大きな経営を考えているようです。また、構成員は構成員でそれぞれ農業をやっていて、会社でも

申 請 人	やっている。実際に会社の生産活動が主たる生産者はいるのですか。
議 長	これからです。まだ面積も少ないので、これから徐々に増やしていこうと考えています。
議 長	他に質問はありませんか。
議 長	「なし」の声あり。
議 長	質問がございませんので、申請人への質問を打ち切ります。結果については、後日、事務局から連絡いたします。申請人はご退出ください。ありがとうございました。
議 長	なお、採決につきましては、日程第7第4号議案の中で合わせて行います。
議 長	日程第4第1号議案「農地法第3条による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局 長	〔事務局長朗読により説明〕
事 務 局 長	(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。現況等については、4名の委員により現地調査済であります。
議 長	では、現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
議 長	〔2番委員により現況報告〕
5 番 委 員	説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
事 務 局 長	売買価格はいくぐらいでしょうか。
議 長	〔回答〕
議 長	他に質問はございませんか。
議 長	〔なしの声あり〕
議 長	質問がございませんので採決いたします。日程第4第1号議案は、原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
議 長	〔異議なしの声あり〕
議 長	異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおり承認されました。
議 長	次の日程第5第2号議案は、議事参与の制限がございます。我妻壮一委員の退席を求めます。
議 長	日程第5第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について（参与制限）」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局 長	〔事務局長朗読により報告〕
事 務 局 長	(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。現況等については、4名の委員により現地調査済であります。

議	長	では、現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。 [2番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。 [なしの声あり]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第5第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって第2号議案は原案のとおり承認されました。我妻壮一委員の入場を許可します。
議	長	日程第6第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局 長		[事務局長朗読により報告]
事務局 長		(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。現況等については、4名の委員により現地調査済であります。
議	長	では、現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。 [3番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。 [なしの声あり]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第6第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。
議	長	日程第7第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局 長		[事務局長朗読により説明]
事務局 長		(説明後) なお、今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりであります。
議	長	説明が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。 [なしの声あり]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第7第4号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認されまし

議	長	た。
議	長	次の日程第8第5号議案は、議事参与の制限がございます。佐藤勝浩推進委員の退席を求めます。
議	長	日程第8第5号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局	長	〔事務局長朗読により説明〕
事務局	長	（説明後）なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりであります。
議	長	説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
議	長	〔なしの声あり〕
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第8第5号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
議	長	〔異議なしの声あり〕
議	長	異議なしと認めます。日程第8第5号議案は原案のとおり承認されました。佐藤勝浩推進委員の入場を許可します。
議	長	以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。（午後2時18分）

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和 6 年 5 月 27 日

議長

山家一彦

5 番

我妻壮一

6 番

村上利雄